

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように…

「認知症初期集中支援チーム」がサポートします！



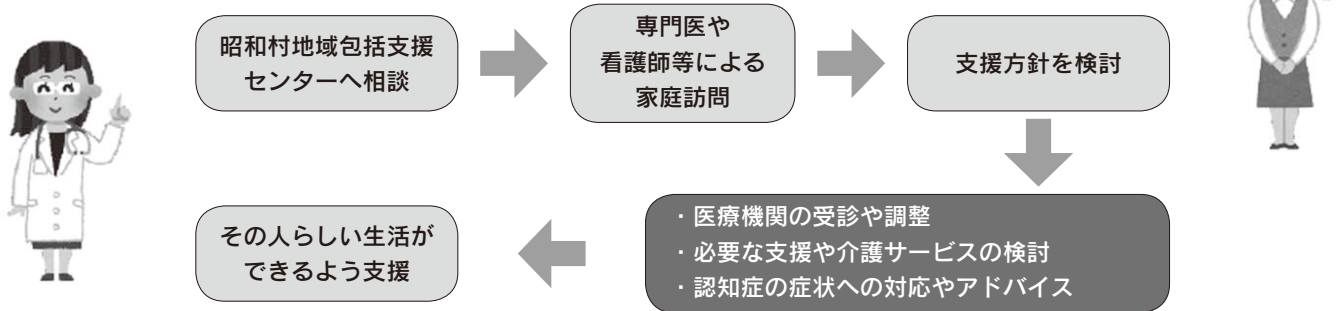
「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症の専門医や医療・福祉・介護の専門職で構成されたチームです。

○支援の対象となる方は？

40歳以上で、在宅で生活する認知症が疑われる方や認知症の方で、次の①②のどちらかに該当する方。

- ①認知症の治療を受けていない、または中断している方。
- ②認知症による症状が強く、対応に困っている方。

○こんな活動をします！



「認知症高齢者等事前登録制度」が始まりました！

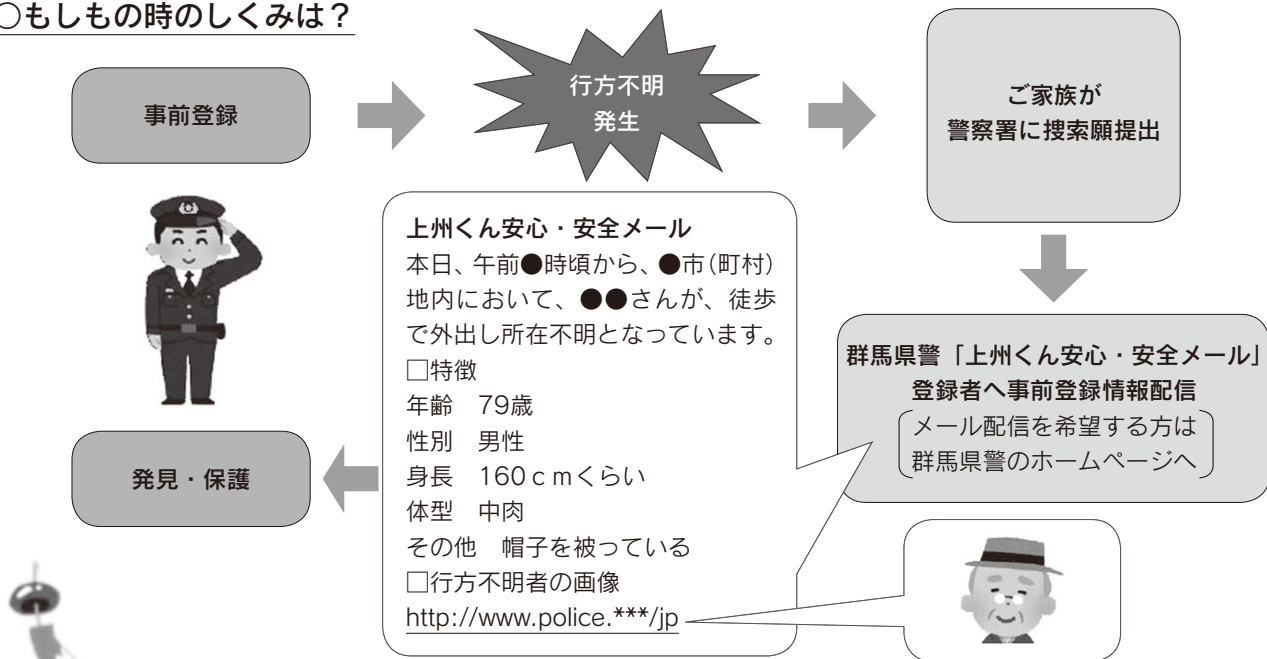


「認知症高齢者等事前登録制度」とは、行方不明になる心配がある方の身体的特徴や緊急連絡先、顔写真等をご家族やご本人の同意を得て、事前に登録しておく制度です。

○支援の対象となる方は？

在宅で生活する方で、認知症等により行方不明になる心配がある65歳以上の方、またはその他必要と認められる方。

○もしもの時のしくみは？



※ 詳しいことは… 昭和村地域包括支援センター【☎24-5111】へご相談ください

水道料金のお支払い、忘れていませんか？

安全な水を各家庭に送り続けるためには、施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、料金の未納があると事業の運営に支障が出ます。しかし近年、水道料金の未納者増加が深刻な問題になっています。

水道料金は、水道を利用するすべての方に公平に負担していただくものです。料金未納は、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているお客様すべてに多大な迷惑をかけることとなります。村としては不公平が生じないように未納者からの料金徴収を強化しなければなりません。そこで水道料金の未納者への対策についてお知らせします。

水道料金は使用量に応じて2カ月毎に請求しています。水道料金の納入期限内の支払いに皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道料金の未納対策

村では納入期限までに支払いがなかった場合、下図の手順で支払いを未納者に促していきます。書面や訪問による支払いの催促に応じない場合、**給水を停止することになります。**

それでも納めていただけない場合、**最終的には法的措置を執ることになります**が、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止や法的措置により何らかの損害が生じても、村は一切の責任を負いません。

～ご相談ください～

「未納額が多額でどのように納めていけばよいか分からない」など、納付や料金についてお悩みがありましたらご相談ください。

相談窓口 昭和村役場 建設課 上下水道係 ☎24-5111

未納対策事務の流れ

